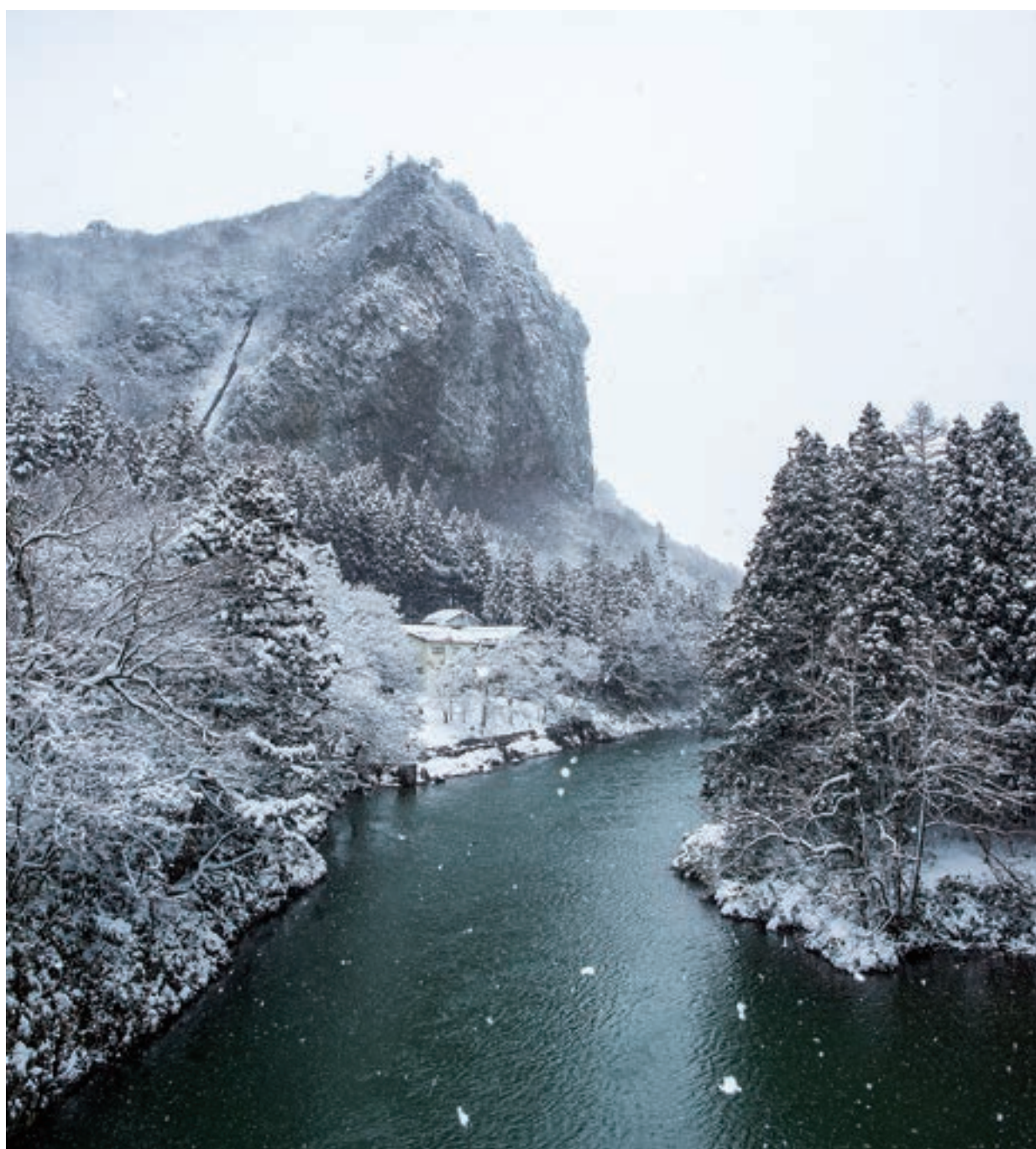


関 税 政

第 43 号 新春号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 井部 俊一
編集責任者：広報委員長 三輪 洋之
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



やぎがはな
八木ヶ鼻 (新潟県三条市)



年頭あいさつ

6 県一体の税政連活動を !!

関東信越税理士政治連盟

会 長 井 部 俊 一

新年おめでとうございます。会員の皆様には希望に満ちた、輝かしい新しい年をお迎えのことと思います。常日頃は関税政の活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いします。

昨年10月1日に消費増税が行われ、複数税率が導入されました。消費者サイドの混乱はもちろんのこと、確定申告時期が到来し納税者サイドのいろいろな問題が発生するような兆しがあります。

そして、2023年から「インボイス」（適格請求書）が導入されます。企業同士の取引きではインボイスを扱える課税事業者が優先され、対抗措置として消費税納付が免除されてきた小規模事業者が課税事業者に切り替わるケースが増えると予想されています。政府与党ではそれによって2,000億円の税収増を見込んでいます。この点についても税の専門家としてしっかりとした対応が求められます。

皆さんご存じのように、関税政は、茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野の6県の県税政連で構成されています。従って6県が一体となって活動することが最適であります。今年度から6つの委員会の委員長を各県の幹事長にお願いしました。そして各県の会長には各委員会の担当副会長をお願いしました。そこに各県税政連から選出された副幹事長・委員が入って委員会を作りました。この6つの委員会が積極的に活動することにより理想とする税政連活動が実現すると確信します。是非、ご期待ください。（「関

税政」第42号P16参照）

関税政では、令和元年12月末日現在で49人51の国会議員等の後援会があります。今年度設立された後援会は次のとおりです。

○令和元年 7月18日

永岡桂子後援会（自民党・比例北関東）

○令和元年 7月29日

尾身朝子後援会（自民党・群馬1区）

○令和元年12月 6日

牧原秀樹後援会（自民党・比例北関東）

○令和元年12月21日

清水真人後援会（自民党・群馬県）

東京オリンピック後に衆議院議員総選挙があるといううわさも飛んでおります。選挙こそ後援会の出番であります。しっかりと応援し国会議員との信頼関係を構築してください。

結びに、会員の皆様にとって新年が「新しい夢の実現！」となりますことをご祈念申し上げ、また関税政へのより一層のご理解、ご協力をお願い致しまして新年のあいさつとさせていただきます。

目 次

井部会長あいさつ	2
特別寄稿	3
令和2年度与党税制改正大綱の概要	5
各県税政連だより	8
後援会会長連絡会議を開催	18
関税政の動き	19

特別寄稿



副会長になって

関東信越税理士政治連盟

副会長 渡 邊 輝 男

7月3日の定期大会で副会長に復帰しました渡邊でございます。6月まで3期6年間、関税政の幹事長をしながら、埼玉県税政連の会長や日税政の国対委員長、日税政の幹事長を兼務してきました。

この6年間、皆様に種々の要望やお願い等をし、それに対し皆様が応えていただいたことに感謝します。また、この後2年間も、関税政の副会長と日税政の幹事長を兼務することになりますので、再びご指導ご協力をお願いします。

今期は、栃税政の訴訟問題等それに伴い関税政規約のうち「組織」の条文の改正等多くの課題を抱え込んだ2年となるでしょう。また、日税政及び全国においても、栃税政の訴訟問題は関心事であり、その結果次第では、日税政としては各单位税政連に対し、規約の改正を要請することになるかもしれません。

私が関税政に対し望むことは、各委員会の活発な活動です。他の各单位税政連をみると、日税政から要請された活動以外に独自の活動をし

ています。

税制改正活動においても、日税政の一斉陳情の他に各单位税政連独自の陳情活動をしています。私が国対委員長をしていた時代においては、要望項目の税制改正の流れにおける位置を注視し、必要がある場合は、関税政独自の陳情活動を展開しました。関税政の国対委員会及び政策委員会のメンバーは、「効果的な陳情活動」を頭では理解しているものの、体で理解していないということだと思います。

原因としては、まめに各委員会の会議を開き、委員会の所掌事項を理解し、より良くするにはどうすべきかを話し合っていないからです。解決策は、委員会の開催をまめに行うことです。

後援会に望むことは、日頃、国会議員との接触を多くし、選挙時は後援会を挙げて選挙応援をし、税制改正時は要望項目を理解し要望が実現されるような陳情をしていただくことです。

写真説明

八木ヶ鼻（やぎがはな）

高さ200メートル以上の石英粗面岩の壁が五十嵐川の上流にそそり立ち、岩肌が朝日に照らされる姿は神々しくもあります。

自然の恵みを一身に受け、春は淡く、夏は強く、秋は艶やかに、そして冬はしっとりと、季節の度に塗り替えられる絵画のように訪れる人の目を楽しませてくれます。

ハヤブサ繁殖地として県天然記念物に指定されているだけでなく、そのすばらしい景観から新潟県景勝100選に選ばれています。

写真提供：三条市政策推進課

特別寄稿



適用税率の判定からみえるもの

長野県税理士政治連盟

会 長 百 瀬 征 男

長税政と財務省主税局との第10回意見交換会が10月16日に衆議院第二議員会館で2時間を超えて行われました。そのなかで消費税適用税率の判定について白熱した議論が交わされました。

事業者が「店内飲食」か「持ち帰り」か税率の判定をする時点は、飲食料品の譲渡等を行う時、例えば注文等の時点で顧客の意思確認を行い、レジへの入力をした時点とされています。その後顧客がした変更の意思表示は、レジの取消し、打ち直しができる時点では改めて税率の変更ができますが、変更ができない時点では顧客がした変更の意思表示は、その法律効果（権利の変動）は及ばないとしています。つまり消費税法では軽減通達及びQ&Aにおいて「店内飲食」から「持ち帰り」への変更について、事業者は10%対象売上があったとして、2%分を返金することまでは求めています。また「持ち帰り」から「店内飲食」への変更についても事業者は8%対象売上があったとして2%分を回収することは求めています。

法律行為は、意思が要素となって権利変動と財貨の移転つまり取引が行われます。取引の法的効果では、適正な取引においては、意思の尊重のもとに法的効果が発生しますが、不適正な取引においては、取引安全の保護の見地から、意思の不存在のもとに法的効果は発生しません。

消費税においてレジの取消し、打ち直しができない時点において、顧客がした変更の意思表示は瑕疵ある意思表示として法律効果は発生しない（及ばない）として適正な取引の枠組みから外されました。

子ども連れの母親が「店内飲食」と「持ち帰り」のいずれも行っている飲食店において、子どもに「持ち帰り」と言わせて「店内飲食」を行う場合、事業者は8%対象売上があったとして2%分を回収することはできませんし、法が認めた取引安全の保護の見地からその行動を咎めることもできません。複数税率制度がもたらす弊害は、水平的公平、経済的中立、増減税の効率性そして簡素な制度を崩壊させることと併せて、生活規範の秩序維持を大切にしてきた租税倫理の崩壊をもたらす懸念をはらんでいる。



長税政と財務省主税局との意見交換会

(出典 財務省)

令和2年度 与党税制改正大綱の概要

持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや納税環境の整備等を行う。

1. デフレ脱却と経済再生	
○ オープンイノベーションに係る措置	➢ 企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。その際、一定期間（5年）内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。
○ 投資や賃上げを促す措置	➢ 収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超（現行：1割超）とする。 ➢ 大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上（現行：90%以上）とする。
○ エンジェル税制の見直し	➢ エンジェル税制について以下の見直し等を行い、ベンチャー企業に対する資金の流れを強化。 - 法定の項目に拠らず「成長性」を確認し、都道府県に代わってエンジェル税制対象企業の証明を行える者に、認定クラウドファンディング業者を追加。 - 投資額を総所得金額から控除する優遇措置の対象に、設立後3年以上5年未満で一定の試験研究を行っているベンチャー企業を追加。
○ 国立大学法人等に対する個人寄付の促進	➢ 日本のイノベーション・エコシステムの中核となる国立大学法人等の研究力強化に向け、若手研究者の育成を促進するとともに、国立大学法人等の更なる外部資金調達努力を後押しするため、国立大学法人等への個人寄附の税額控除の対象事業に、イノベーティブな研究に挑戦する若手研究者（ポスドク・大学院生等）に研究費を助成する事業等を追加。
○ 5G導入促進税制	➢ 安全性・信頼性が確保された5G（第5世代移動通信システム）設備の導入を促す観点から、①超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備、及び②ローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除（15%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。
○ 連結納税制度の見直し	➢ 連結納税制度について、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から簡素化等の見直しを行う。具体的には、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。（グループ通算制度への移行）

(出典 財務省)

2. 経済のグローバル化・デジタル化への対応	
○ 経済のデジタル化への対応	➢ <u>国際的な議論におけるわが国の基本的考え方として以下を明記。</u> ① 安定的かつ予見可能な投資環境の構築 ② 企業間の公平な競争環境の整備 ③ 新ルールの適用対象の明確化等 ④ 過大な事務負担及び二重課税の防止 ⑤ 法人税の引下げ競争への対抗 以上に示した考え方を踏まえ、<u>国際的な合意に向け一層主導的な役割を果たしていく。</u>
○ 国際的な租税回避・脱税への対応	➢ <u>子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する租税回避に対し、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引き下げる等の見直しを行う。</u>

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し	
○ 私的年金等に関する公平な税制のあり方	➢ 人生100年時代を迎える中で、<u>高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等を踏まえ、私的年金について以下の見直しを行う予定。</u>これに伴い、<u>現行の税制上の措置を適用。</u> - DC（企業型・個人型）等の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大 - 中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCo プラス）の対象範囲の拡大 - 企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和 - ポータビリティの改善 等
○ NISA制度の見直し・延長	➢ <u>経済成長に必要な成長資金の供給を促すとともに、人生100年時代にふさわしい家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度について、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、口座開設可能期間を延長。</u> - <u>つみたてNISAは5年延長。</u>（2023年まで20年の積立期間を確保） - <u>一般NISAについては、より多くの国民に安定的な資産形成を促す観点から、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長。</u> - <u>ジュニアNISAについては、利用実績が乏しいことから、延長せずに2023年末で終了。</u>
○ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し	➢ <u>全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現するため、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親との間の不公平」を全て解消する。</u>そのため、 - 未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。 - 寡婦控除について、 ・寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。 ・住民票の続柄に「夫（未婚）」「妻（未婚）」の記載がある者を対象外とする。 ・子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（27万円⇒35万円）

(出典 財務省)

4. 円滑・適正な納税のための環境整備	
○ デジタル技術を活用した利便性の向上等	➢ 請求書等の電子化を推進し、企業等の生産性向上を後押しする観点から、電子帳簿保存法を見直し。電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大する。
○ 消費税の申告期限の延長	➢ 企業の事務負担の軽減や平準化を図る観点から、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。
○ 利子税・還付加算金等の割合の引下げ	➢ 市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引下げ。 (貸出約定平均金利+1% → 貸出約定平均金利+0.5%)
○ 国外財産調書制度等の見直し	➢ 国外において行われた取引等に関し、納税者による適切な情報開示を促す観点から、①国外財産調書制度及び②更正・決定の除斥期間について、以下のとおり見直し。 ① 税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重。 ② 納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合、除斥期間にかかわらず、当該要請から3年間は更正・決定可。
○ 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し	➢ 国外居住親族について、所得要件(38万円未満)が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者等を除く30歳以上70歳未満の国外居住親族について扶養控除の対象にしないこととする。

5. その他	
○ たばこ税の見直し	➢ 紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、課税の公平性等を図る観点から、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。 ➢ なお、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階(2020年10月・2021年10月)で引き上げる。
○ 地方創生の充実・強化	➢ 地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円(現行:90万円)に拡充し、移転型事業による雇用の増加に対するインセンティブを強化する等の見直しをする。
○ 低未利用地の活用促進	➢ 取引の活性化を通じて低未利用地の活用を促進するため、保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設。
○ 日本酒の輸出拡大に向けた取組み	➢ 日本酒の輸出拡大に向けた取組み等を後押しする観点から、日本酒輸出用の製造免許(最低製造数量要件の適用除外)を新たに設ける。

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長
坂 場 信 夫

1. 陳情活動（税制改正要望）での国会議員との接触状況について

令和元年10月4日から11月10日を陳情期間として、葉梨康弘衆議院議員（自民党・茨城3区）、岡田広参議院議員（自民党・茨城県）、上月良祐参議院議員（自民党・茨城県）の3議員地元事務所において、茨税政の役員及び各後援会の役員が「令和2年度税制改正要望」の陳情を行った。

- (1) 消費税における単一税率及び請求書等保存方式を維持すること。
- (2) 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。
- (3) 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

を重点要望項目とし、議員本人に直接陳情した。

さらに、11月5日、衆参両議員会館において田所嘉徳衆議院議員（自民党・茨城1区）、額賀福志郎衆議院議員（自民党・茨城2区）、永岡桂子衆議院議員（自民党・比例北関東）、青山大人衆議院議員（国民民主党・比例北関東）の4議員についても、茨税政の役員及び各後援会の役員が、議員本人に直接陳情した。

本人不在の議員に対しては、政策担当秘書に陳情内容を説明し資料を手交した。



葉梨康弘衆議院議員



岡田広参議院議員



上月良祐参議院議員



田所嘉徳衆議院議員



額賀福志郎衆議院議員



永岡桂子衆議院議員



青山大人衆議院議員

2. 後援会活動

- 9月13日 「税理士による額賀福志郎後援会」
定期総会・国政報告会
- 9月14日 「税理士による梶山弘志後援会」
定期総会・国政報告会
- 9月27日 「税理士による葉梨康弘後援会」
定期総会・国政報告会

茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、税理士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上に行う方針である。

栃木県税理士政治連盟

幹事長

小 口 秀 一

1. 陳情活動（税制改正要望）での国会議員との接触状況

令和元年11月5日、衆議院第2議員会館を皮切りに各衆参両議員会館において県選出国會議員9人に対し、「令和2年度税制改正要望」の国会陳情を行った。

船田元 衆議院議員（自民党・栃木1区）、築

和生衆議院議員（自民党・栃木3区）、高橋克法参議院議員（自民党・栃木県）の3議員におかれては直接ご本人に対して、最重要項目の
(1) 消費税における単一税率及び請求書等保存方式の維持

(2) 基礎的な人的控除のあり方の見直しと所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

(3) 「災害損失控除」の創設と災害等による相続時精算課税適用財産の価値下落時の救済措置

以上の3項目を重点的に説明し、特に「災害損失控除」の創設については、地元行政においても緊急課題として持ち上がっている問題に関する事案であることから、熱心に議論され深くご理解をいただいた。



船田元 衆議院議員



築和生衆議院議員



高橋克法参議院議員

2. 後援会活動

11月2日、地元の高橋克法事務所にお邪魔し、税制改正要望を行った。

群馬県税理士政治連盟

幹事長

三 輪 洋 之

1. 陳情活動（税制改正要望）での国会議員との接触について

令和元年11月5日、衆参両議院議員会館において、群馬県税理士政治連盟は県選出国会議員に対し、令和2年度最重要建議・要望項目を中心に、陳情活動を行った。国会議員本人と直接面会して説明をした議員は以下のとおりである。

尾身朝子衆議院議員（自民党・群馬1区）、井野俊郎衆議院議員（自民党・群馬2区）、笹川博義衆議院議員（自民党・群馬3区）、福田達夫衆議院議員（自民党・群馬4区）、小渕優子衆議院議員（自民党・群馬5区）、中曽根康隆衆議院議員（自民党・比例北関東）、上野宏史衆議院議員（自民党・比例南関東）、長谷川嘉一衆議院議員（立憲民主党・比例北関東）、中曽根弘文参議院議員（自民党・群馬）、羽生田俊参議院議員（自民党・比例代表）

なお、堀越啓仁衆議院議員（立憲民主党・比例北関東）、清水真人参議院議員（自民党・群馬）については、公務により不在のため秘書に陳情内容を説明し資料を手交した。



尾身朝子衆議院議員



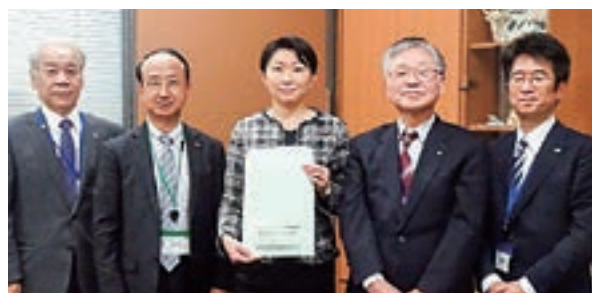
井野俊郎衆議院議員



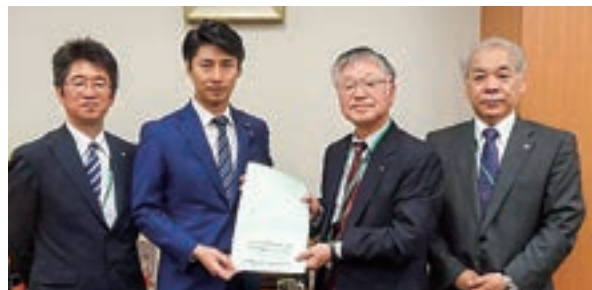
笹川博義衆議院議員



福田達夫衆議院議員



小渕優子衆議院議員



中曽根康隆衆議院議員



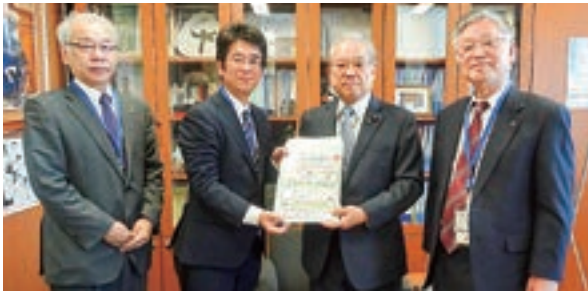
上野宏史衆議院議員



長谷川嘉一衆議院議員



中曽根弘文参議院議員



羽生田俊参議院議員



富岡賢治高崎市長を囲む会



井野としろう後援会総会

2. 後援会活動

税理士による 富岡賢治後援会

9月24日、グランビュー高崎（高崎市）において、「富岡賢治高崎市長を囲む会」が開催され、富岡高崎市長の市政報告の後、参加者との意見交換が行われた。

税理士による井野としろう後援会

10月4日、うおせん（桐生市）において、定期総会を行った。井野俊郎衆議院議員の国政報告の後、税制改正要望の陳情を行った。

また、10月15日には、衆議院第一議員会館において財務省主税局、経済産業省との勉強会を開催した。

税理士による小淵優子後援会

10月19日、ホテルメトロポリタン高崎（高崎市）において後援会総会及び国政報告会を行い、小淵優子衆議院議員に対し税制改正要望の陳情を行った。

税理士による笹川博義後援会

11月6日、ジョイハウス（館林市）において国政報告会及び後援会総会を行い、笹川博義衆議院議員に対し税制改正要望の陳情を行った。



財務省・経済産業省との勉強会



小淵優子後援会総会



笹川博義後援会総会

埼玉県税理士政治連盟

幹事長
岸 生子

埼玉県税理士政治連盟では、令和元年11月5日の午後、衆議院第2議員会館に集まり支局長といっしょに陳情活動を行った。埼玉県選出(比例を含む)の衆議院議員23人、参議院議員7人のうち、税理士による後援会のある議員には陳情時間の予約をお願いした。できるだけ議員本人と直接話をして陳情内容を説明し、理解と協力を求めるようにするためだ。ただし、予約のあるなしに関わらず、担当グループを決め、埼玉県選出議員全員の部屋に伺い陳情することには変わりはない。議員本人と会えるのが一番だが、秘書の理解も大事なことだ。

陳情内容は、日税連と日税政の重点要望資料と合わせ、関東信越税理士政治連盟作成のイラスト入りのチラシを使って説明した。重点要望は、1. 消費税については(1)単一税率の維持(軽減税率の廃止)(2)請求書等保存方式の維持、2. 所得控除の見直し、3. 「災害損失控除」創設の3点となっている。短時間(数分)で説明しても理解を得られるか不安なボリュームだが、ひとめで分かるチラシの効果が大きいと感じた。

10月1日から軽減税率が開始し、「イートイン脱税」などと新聞等でとりあげられていたため、「軽減税率廃止」については「そうですね・・・」「分かりにくいですね・・・」と共感する声が多かった。ただし、与党議員の中には「問題ない」「脱税などと騒ぐ問題ではない」という反応もあった。レジで「持ち帰り」と言って支払いをして「やっぱりここで食べていこう」というのを見たら、「これでいいのか？」と思うのが普通だと思うのだが。

税政連ではこの後も陳情を重ね、議員の地元で後援会からの陳情もお願いし、税制改正につながるような活動を続けていきたい。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いします。



村井英樹衆議院議員



新藤義孝衆議院議員



穂坂泰衆議院議員



枝野幸男衆議院議員



大島敦衆議院議員



柴山昌彦衆議院議員

新潟県税理士政治連盟

幹事長

森 山 昭 彦



山口泰明衆議院議員



土屋品子衆議院議員



山川百合子衆議院議員



大河原雅子衆議院議員



西田実仁参議院議員



黄川田仁志衆議院議員

1. 令和2年税制改正陳情活動等

令和元年10月7日に幹事会を32人の参加により開催し、令和2年度の税制改正要望を重点事項3項目に絞って日税連及び関税政作成のパンフレットを用いて行う旨の説明を行った。その際、関税政の大石敬副会長を講師として「税制改正の決定プロセスと政治連盟の対応」について約1時間の研修会を行った。初めて説明を受けた幹事が大半であり非常に有意義な研修であった。

これを受け、新潟県税政連の各支局において10月下旬から11月上旬にかけて帰省中の国会議員に対し陳情を行った。



鷲尾英一郎衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



石崎徹衆議院議員



高鳥修一衆議院議員



菊田真紀子衆議院議員

2. 後援会活動

陳情活動に合わせ、国会議員を招いての国政報告会及び懇談会が次のとおり開催された。

1月17日 税理士による石崎徹後援会
新潟グランドホテル（新潟市）



石崎徹衆議院議員

1月19日 税理士による高鳥修一後援会
ホテルハイマート（上越市）



高鳥修一衆議院議員

7月6日 税理士による鷺尾英一郎後援会
割烹けやき（燕市）



鷺尾英一郎衆議院議員

11月2日 税理士による斎藤洋明後援会
北辰館（新発田市）



斎藤洋明衆議院議員

長野県税理士政治連盟

幹事長

横 沢 正

1. 陳情活動について

令和元年11月5日に行われた一斉陳情において、長野県税理士政治連盟は、後援会のある4人の国会議員全員のうち務台俊介衆議院議員（自民党・比例北陸信越）、後藤茂之衆議院議員（自民党・長野4区）、羽田雄一郎参議院議員（国民民主党・長野県）と直接面会し、陳情（税制改正要望）を行った。宮下一郎衆議院議員（自民党・長野5区）については公務により不在のため、秘書に面会陳情した。なお、先立つ10月16日にも後述財務省との意見交換会の後に務台・後藤・宮下・羽田議員と面会陳情を行った。



務台俊介衆議院議員



後藤茂之衆議院議員



羽田雄一郎参議院議員



宮下一郎衆議院議員

2. 後援会活動

国政報告、税制改正要望など以下のとおり開催

- 8月29日 税理士による務台俊介後援会
(松本市)
- 9月23日 税理士による宮下一郎後援会
(伊那市)

3. 長野県税政連の活動

- 9月10日 農協中央会と農産物直売所に関する
消費税についての懇談会
(長野市・JA 長野県ビル)
- 9月13日 財務省との意見交換会第1回検討会議

(松本市)

10月 8日 財務省との意見交換会第2回検討会議
(松本市)

10月16日 財務省主税局との意見交換会
(議員会館)

10回目になる主税局との意見交換会では、あるべき税制の姿を求めて、現場で起きている様々な問題の解決に向けて、お互いの立場から、真摯に活発な意見を交わすことができた。同日開催された懇親会には務台、宮下、羽田議員に加え、主税局との懇談会を提案発足して下さった長野県第1選挙区支部長若林健太前参議院議員にご出席いただき台風19号の直後ということで、災害税制及び復興に向けての様々な話もでて有意義であった。



財務省主税局との意見交換会

務台、後藤、宮下3代議士と
財務省主税局との意見交換会参加者

財務省主税局との意見交換会後の懇親会

一斉／地元 陳情活動 Photo 特集



岡田広参議院議員



村井英樹衆議院議員



永岡桂子衆議院議員



山口泰明衆議院議員



高橋克法参議院議員



小宮山泰子衆議院議員



井野俊郎衆議院議員



大島敦衆議院議員



小淵優子衆議院議員



土屋品子衆議院議員



西村智奈美衆議院議員



細田健一衆議院議員



鷲尾英一郎衆議院議員



森ゆうこ参議院議員



黒岩宇洋衆議院議員



務台俊介衆議院議員



泉田裕彦衆議院議員



後藤茂之衆議院議員



石崎徹衆議院議員



羽田雄一郎参議院議員

後援会会長連絡会議を開催

後援会対策委員長
小 口 秀 一

関税政は、関東信越税理士会法対策特別委員会と共催により、令和元年10月3日午後2時から税理士国保組合会館（さいたま市大宮区）において、後援会会長連絡会議を開催した。

関税政下の45後援会中27後援会から会長等の出席があり、関税政から会長以下24人が、また法対策特別委員会として本会遠井洋子専務理事、秋山典久同委員長など5人の構成員が出席した。

会議は森山昭彦副幹事長の司会により、井部俊一会長及び小林馨副会長の挨拶で始まり、井部会長が座長に選出されて議事が進められた。

まず、出席した各後援会役員から近況報告と意見交換があり、次の3項目について関税政の各担当委員長からの説明があった。

- 1 税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程について（小口秀一後援会対策委員長）
- 2 日税連令和2年度税制改正要望項目について（坂場信夫政策委員長）
- 3 国会議員等に対する効果的な陳情方法について（岸生子国対委員長）

最後に、渡邊輝男副会長から閉会の言葉があり、4時50分閉会となった。



あいさつする井部会長

令和2年度税制改正の動向に関する勉強会 ～財務省・国税庁・総務省・内閣官房・経済産業省・中小企業庁の担当官と語る～

広報委員長 三 輪 洋 之

令和元年10月25日、参議院議員会館・1階講堂において東京税理士会・東京税理士政治連盟共催による、令和2年度税制改正の動向に関する勉強会が開催された。東京税理士会・東京税理士政治連盟の会員を中心に190人を超える参加者の中、関東信越税理士政治連盟からも8人の会員が参加した。この勉強会は、平成28年の関東四税政連等共催による「片山さつき参議院議員と語る政策懇話会」から始まったもので、今年で4回目となる。今回も片山さつき参議院議員のお力添えで関係省庁の担当官を招いて開催された。

東京税理士会副会長あいさつの後、片山さつき議員のあいさつと国政報告等が行われた。

まず、先日退任された地方創生大臣としてのこれまでの活動や、今後の企業版ふるさと納税の見直しなどについて話された。次に、これから取組むべき税制改正項目として、第三者事業承継に係る事業承継税制、オープンイノベーション税制、防災・減災、国土強靱化税制などを挙げられた。また、消費税率の改正に伴う問題、キャッシュレス化導入を促進するためのポイント還元制度やインボイス制度などについても触れられた。最後に、昨今の自然災害の被害の大きさから、私たち税理士によるクライアントへの国土強靱化対応のアドバイスの必要性について特に力説され、風水害対応等を行った者

に対しては税制による優遇措置を拡充していきたいと語られた。

この後、財務省・国税庁・総務省・内閣官房・経済産業省・中小企業庁の各担当官から令和2年度の要望として挙げられた項目についてそれぞれの取組の説明が行われたのち、質疑応答が行われた。

法律を作成している担当官ならではの詳細な説明と、現場で対応している税理士ならではの疑問など、活発な意見交換が行われ大変充実した勉強会であった。

最後に、東京税理士政治連盟副会長から、片山さつき議員へのお礼と今後もこの勉強会を継続していきたい旨が語られ、2時間の勉強会が終了した。



片山さつき参議院議員

関税政の動き

●10月3日 第4回正副会長・正副幹事長合同会議
(国保組合会議室)
議題 地元陳情について

●10月3日 後援会会長連絡会議
(国保組合会議室)
議題 後援会会長による近況報告と意見交換について



●11月5日 各県税政連会長・幹事長・副幹事長他合同会議
(衆議院第2議員会館)
議題 税制改正要望について



●12月18日 第5回正副会長・正副幹事長合同会議
(本会会議室)
議題 支援後援会助成金・活動助成金の申請書について

税理士による国会議員後援会名簿（新設）

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	設立年月日
牧原 秀 樹	衆・比例北関東	自民党	清水 晴雄	竹内 修司	R1.12.6
清水 真 人	参・群馬県	自民党	狩野 要一	入沢 紀行	R1.12.21

(敬称略)

編集後記

広報委員長 三輪 洋之

SDGs（エスディーゼーズ）という言葉をご存知でしょうか？2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成するために掲げた目標（ゴール）です。その中で最近特に注目されているものは、ゴール13の「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」ではないでしょうか？9月にはスウェーデンの少女が気候危機を訴え、大きな反響を呼びました。その矢先に起きた、わが国での2つの台風による大きな被害。

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。令和2年度の税制改正重点建議事項の中には災害に関連するものがありました。これは被災後の税制対応の話ですが、災害を最小限に抑えられるよう努力していくことは、私たちにとってより大切なことになります。経済発展や技術開発によりもたらされた諸問題の解決のために採択されたSDGsを、近年、経営に組込む企業が増えてきました。私たち税理士も積極的に理解していく必要があると思われます。あらためて、この度の台風の被害に遭われた方並びに被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

悩んでいませんか?! 退職金対策



ぜいたいきょうが
安心! オススメ!

安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい...

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

えっ? 複利で2%!?



ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例) 関与先をご紹介いただいた場合、

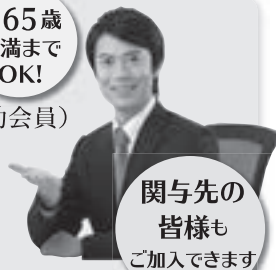
新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税
被共済者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

- ①税理士会会員(税理士法人含む)
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元ない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
加入 期間			
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階

Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

http://www.zeitaikyo.com



制度の詳細はホームページを
ご覧ください

[ぜいたいきょう](#) [検索](#)

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士顧問料 の集金は

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士顧問料を専門にお取り扱いする口座振替システムです。
顧問料を関与先様の口座から引き落とし、税理士先生の口座へまとめてお振込みいたします。



報酬自動支払制度が選ばれる理由

理由1

「税理士報酬専門」
だから使いやすい!

各種明細には、「報酬額」のほか、「消費税」「源泉税」が別枠で表示されます。

理由2

定期・定額の請求
以外にも対応!

年1回の確定申告や、不定期に発生する相続税の申告などの報酬にもご利用いただけます。

理由3

税理士界一筋
45年以上の信頼と実績

安心と信頼の協同組合事業です。

選べる2つの方式

帳票を毎月郵送

POST

郵送型

- 基本料無料で1件335円から利用可能!
- 開業したばかりでこれから関与先様を増やしたい方におすすめ。

ネットで管理も楽々

e-NET

ネット型

- インターネット環境でリアルタイムに効率よく管理したい方におすすめ。

e-NETの集金支援システム特許取得
(特許第5117097号)

報酬自動支払制度のお問い合わせは
0120-155-551

ホームページもご覧ください。

報酬自動支払制度

検索



資料請求はこちら

各種事業も好評をいただいています。

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介します。

賃料・各種会費・購読料など定期・
不定期を問わず1件からサポー
トします。

My 集金 NETのお問い合わせは
0120-155-551

研修事業のご案内

幅広いテーマと著名講師による実
務上のポイント解説を中心とした
研修をご用意しており
ます。マルチメディア
研修も豊富です。



日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります!
最新の税務ニュースやお役立ち
ワンポイント講座など、税理士
事務所のための情報
ポータルサイトです。



研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは
TEL 03-3340-4488



税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

近年、保険金の支払いが増えています。

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが
専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をお
すすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会



●資料請求先 株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

*ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

ホームページ

ぜひばいほけん

検索



次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に一。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。

是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & A の仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 O L S ビル 14 階
電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>